

## 新潟県立大学大学院入試委員会規程

(平成 27 年 4 月 1 日規程第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、新潟県立大学大学院学則第 7 条の 2 第 2 項の規定に基づき、新潟県立大学大学院入試委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 大学院学則第 13 条（入学の時期）に関する事項
- (2) 大学院学則第 14 条（入学資格）に関する事項
- (3) 大学院学則第 15 条（入学の出願）に関する事項
- (4) 大学院学則第 16 条（入学者の選考）に関する事項
- (5) 大学院学則第 17 条（入学手続及び入学許可）に関する事項
- (6) その他、研究科長から研究科の入学に関して指示のあった事項

(構成)

第 3 条 委員会は、第 4 条の規定により任命された入試委員長（以下「委員長」という。）及び研究科から選出された教員 3 人以内の委員をもって構成する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、教員の互選によって定める。

(委員長の職務)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会の審議経過及び結果について、研究科委員会に報告しなければならない。

(定足数及び議決の方法)

第 6 条 委員会は、委員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第 8 条 委員長任期は 2 年とし、その他の委員は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(議事録)

第9条 委員会の議事については、議事録を作成し、審議経過の概要及び議決事項を記載しなければならない。

2 前項で規定する委員会の議事録は、原則として公開しない。

(事務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月1日から施行する。